越前市福井ふるさと茶屋整備支援事業

　白山さんち基本設計・実施設計業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

１．実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、白山さんち改修整備基本設計・実施設計業務を委託するにあたり、広く技術提案を募集し、最も適切な者を委託候補者として選定することを目的とする。

２．業務の概要

（１）業務名　　　　越前市福井ふるさと茶屋整備支援事業

白山さんち改修整備基本設計・実施設計業務

（２）施行箇所　　　越前市上杉本町地係

（３）業務内容　　　別紙仕様書のとおり

（４）履行期間　　　契約締結日から平成30年2月28日まで

（５）契約上限額　　825,000円（税込）

（６）契約条件　　　受託候補者を特定した場合は、再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、随意契約を締結するものとする。

（７）契約保証金の有無　　無

（８）前払金の有無　　　　無

（９）担当　　　　　エコグリーンツーリズム　水の里しらやま

〒915-1201　越前市安養寺町5－3

電話／ＦＡＸ　0778-28－1119

メールアドレス：midorinomura@echizen-shirayama.com

３．参加要件

技術提案書を提出できる者は、越前市内に主たる営業所を有する者とする。

４．手続きに関する事項

（１）参加表明書及び技術提案書等の作成要領

ア　提出書類

参加表明書及び技術提案書（様式第１号）

会社概要（様式第２号）

改修に係る業務実績調書（様式第３号の１・２）

業務の実施体制（様式第４号）

各種資料

（２）技術提案書の作成要領

ア　提出書類

・技術提案書

別添資料の事業の目的、期待する効果を満たすための提案を求めます。

書類はＡ４判、文字サイズは10ポイント以上とし、イメージ図等わかりやすいものとすること。

・工程表（Ａ４判、任意様式）

・業務参考見積書

ウ　提出部数

技術提案書及び別添資料　　 各１０部

工程表および参考見積書　　 各　１部

エ　提出場所

２（9）発注者の担当

オ　提出期限

平成29年10月20日（金）

カ　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又は配達証明によることとし、提出期間内に到着させること。）

（３）スケジュール

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

実施の発表（役員等関係者から随時連絡）　平成29年10月1日

参加表明及び技術提案書等の提出期限　　　平成29年10月20日

審査　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成29年10月下旬

審査結果の公表、契約締結　　　　　　　　平成29年10月下旬

５．ヒアリング

技術提案書を基に、随時ヒアリングを実施する。

６．審査方法

（１）審査

技術提案書について、総得点が高いものから順に順位付けを行い、最も高いもの及び次点を特定する。

（２）審査基準及び配点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 点数 |
| １　執行体制 | 1. 会社の実績、執行体制 | 10 |
| 1. 配置技術者が有する資格、実績、手持ち業務の状況 | 10 |
| ２　技術提案の内容 | 1. 本業務に対する取組姿勢及び実施体制について | 10 |
| 1. 事業目的、期待する効果を具体化するための考え方に   ついて | 20 |
| 1. 地区全体と白山さんちのイメージとその考え方につ   いて | 20 |
| 1. 設計にあたり、地区民参加のワークショップの運営と考え方について   基本設計では、住民参加のワークショップを予定しており、その運営方法や考え方について提案すること。 | 10 |
| ３　見積書の妥当性 | ⑦改修工事見積書の妥当性 | 10 |
| ⑧業務委託費見積書の妥当性 | 10 |
| 合　　　　計 | | 100 |

７．審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

８．契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。

なお、協議が整わず契約交渉が不調の時は、順位付けされた上位のもの（次点のもの）から順に契約交渉を行う。

９．無効となる参加表明書等又は技術提案書

参加表明書等又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効とすることがある。なお、無効とされたときには、その時点でプロポーザル参加を失格とする。

（１）提出期限、提出方法、提出先及び記載等が本要領に適合しなかったとき。

（２）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

（３）記載すべき事項以外の内容が記載されていたとき。

（４）提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

（５）その他不正な行為があったと当会が認めたとき。

10．その他の事項

（１）現地見学会は後日連絡する。

（２）プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリングの費用は、すべて参加者の負担とする。

（３）審査結果（最優秀者及び次点者の名称）は文書でもって郵送する。

（４）提出書類の知的所有権は提出した者にあるが、当会は選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

（５）当会は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

（６）提出された質問書、参加表明書等及び技術提案書とそのデータは返却しない。

（７）この要領に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。